

令和4年度独立行政法人国立女性教育会館調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人国立女性教育会館は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和4年度独立行政法人国立女性教育会館調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 令和3年度の契約状況は、表1のとおりであり、契約件数14件、契約金額は205.0百万円である。また、競争性のある契約は7件(50.0%)、46.0百万円(22.4%)、競争性のない契約は7件(50.0%)、159.0百万円(77.6%)となっている。

令和3年度は、令和2年度と比較して競争性のない随意契約の件数、金額ともに減少している(4件の減、59.7百万円の減)。これは、令和2年度の屋外給排水設備改修工事および同工事監理業務がなかったことが主な要因である。

表1 令和3年度の国立女性教育会館の調達全体像

(単位: 件、百万円)

	令和2年度		令和3年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(47.6%) 10	(36.8%) 127.6	(50.0%) 7	(22.4%) 46.0	(△30.0%) △3	(△63.9%) △81.6
企画競争・公募	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0%) 0	(0%) 0
競争性のある契約(小計)	(47.6%) 10	(36.8%) 127.6	(50.0%) 7	(22.4%) 46.0	(△30.0%) △3	(△63.9%) △81.6
競争性のない随意契約	(52.4%) 11	(63.2%) 218.7	(50.0%) 7	(77.6%) 159.0	(△36.4%) △4	(△27.3%) △59.7
合計	(100%) 21	(100%) 346.3	(100%) 14	(100%) 205.0	(△33.3%) △7	(△40.8%) △141.3

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和3年度の対令和2年度伸率である。

- (2) 令和3年度の一者応札・応募の状況は、表2のとおりであり、契約件数は4件(57.1%)、契約金額は41.2百万円(89.6%)である。

令和3年度は、令和2年度と比較して、一者応札・応募による件数、金額ともに減少している。これは、令和2年度の講堂舞台吊物ワイヤーロープ等改修工事がなかったことが主な要因である。

表 2 令和 2 年度及び令和 3 年度の一者応札・応募の状況

(単位：件、百万円)

		令和2年度	令和3年度	比較増△減
2者以上	件数	5 (50.0%)	3 (42.9%)	△2(△40.0%)
	金額	41.4 (32.4%)	4.8 (10.4%)	△36.6(△88.4%)
1者以下	件数	5 (50.0%)	4 (57.1%)	△1(20.0%)
	金額	86.2 (67.6%)	41.2(89.6%)	△45.0(△52.2%)
合 計	件数	10 (100%)	7 (100%)	△3(△30.0%)
	金額	127.6 (100%)	46.0 (100%)	△81.6(63.9%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の()書きは、令和3年度の対令和2年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標)

上記 1 を踏まえ、令和 4 年度については、以下の項目について重点的に調達等の合理化に努めることとする。

(1) 一者応札の見直し

引き続き、以下の取組を適宜実施することにより、一者応札の減少に努める。

- ① 入札説明書受領業者のうち入札不参加であった業者への聴き取り
- ② 仕様書についての幅広い意見の収集
- ③ 競争参加資格要件の緩和
- ④ 10 営業日以上公告期間の確保
- ⑤ 入札書の郵送提出

【応札ごとの当該取組の実施】

(2) 経費削減・効率化に関する調達

平成 25 年 12 月 24 日閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」における指摘事項を踏まえ、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人教職員支援機構との 4 法人間の連携を推進する場として設置した「間接業務等の共同実施に関する協議会」のもと共同調達を引き続き実施し、経費の削減・効率化を図る。

【共同調達の実施】

3. 調達に関するガバナンスの徹底 (【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から事前に監査室により内部審査を受けるものとする。

ただし、競争入札実施後の不落随契の場合等止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

【監査室における審査の実施】

(2) 不祥事の発生 of 未然防止・再発防止のための取組

当法人では、①新職員等の採用時には契約事務担当職員のみならず事業担当職員も対象としたナショナルセンターとしてのミッションや目標、内部統制、会計事務処理等の研修を行うとともに、②適切な契約手続きの観点から、物品等の調達については、会計職員のみが発注及び納品検収している。

不適切な経理処理事案の防止のため、契約事務マニュアルの業務手順に基づく契約事務を確実に実施する。

また、会計事務者を対象とした各種研修会等への職員の参加を促進するなど、職員のスキルアップや意識の向上に努めるとともに、監査室において内部監査を実施するなど内部統制のさらなる充実強化を図る。

万一、当法人の調達業務において不祥事が発生した際には、ただちに内部統制・リスク管理委員会において原因の究明や今後の対応策を検討する等、必要な措置を講じることとする。

【研修2回、内部監査の実施】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により、監査室と連携して調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	理事
副総括責任者	財務・企画課長
メンバー	会計係長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、当法人の契約状況の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果については、当法人ホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。